



宮 崎 県 公 報

平成21年6月18日(木曜日)第2092号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更…………… () 1	
○特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 1	
○農業団体検査規程の一部を改正する告示…………… (農政企画課) 2	
公 告	
○農業共済組合検査規程…………… (農政企画課) 4	
○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催…………… (畜産課) 7	
○地図及び簿冊の認証 (5 件) …………… (農村計画課) 7	
○土地改良区の定款変更の認可 (4 件) …………… (農村整備課) 7	
○県営土地改良事業計画の策定 (2 件) …………… () 8	

告 示

宮崎県告示第 488号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字酎子口6064、大字宮村字松ヶ尾 964-14から 964-21まで、964-31、966、967-1、都城市山之口町山之口字オケ野 194-6から 194-9まで、字日当瀬2482-1、字中屋敷2534-2、2534-24、山之口町富吉字赤田7466-6、7479

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字酎子口6064・字松ヶ尾 964-14から 964-21まで・964-31・966・967-1・字オケ野 194-6から 194-9まで・字日当瀬2482-1・字中屋敷2534-2・2534-24・字赤田7466-6・7479 (以上21筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 489号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字尾茂内2774-5

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 490号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号) 第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成21年11月1日から平成21年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成21年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	8月5日	午後1時から 午後4時30分まで	えびの市役所真幸出張所	えびの市全域
	8月6日	午前9時から 午後4時30分まで		
			えびの市勤労青少年ホーム	えびの市全域

	8月7日 午前9時から 午後2時30分まで	えびの市役所	えびの市 全域	質量計	8月24日 午前10時から 午後4時30分まで	門川町役場	門川町全 域
	8月5日 から10月 5日まで	午前8時30分から 午後17時15分まで	宮崎県計 量検定所	えびの市 全域	8月25日 午前9時から 午後4時まで	日向市役 所	日向市全 域
	8月26日 午前10時から 午後1時まで				8月26日 午前10時から 午後1時まで	東郷町地 域自治セ ンター	日向市全 域
質量計	8月10日 午後2時から 午後4時30分まで	椎葉村開 発センタ ー	椎葉村全 域		8月24日 から10月 26日まで	宮崎県計 量検定所	門川町及 び日向市 全域
	8月11日 午前9時30分から 午後0時まで	諸塚村中 央公民館	諸塚村全 域				
	8月11日 午後2時30分から 午後4時30分まで	北郷区林 業センタ ー1階研 修室	美郷町全 域	質量計	9月2日 午後13時30分から 午後4時まで	北川町総 合支所	延岡市北 川町全 域
	8月12日 午前9時から 午後11時まで	西郷区ニ ューホー プセンタ ー	美郷町全 域		9月3日 午前9時30分から 午後0時まで	北浦町総 合支所	延岡市北 浦町全 域
	8月12日 午後0時から 午後2時まで	南郷区多 目的セン ター	美郷町全 域		9月3日 午後2時から 午後4時30分まで	北方町総 合支所	延岡市北 方町全 域
	8月10日 から10月 13日まで	午前8時30分から 午後17時15分まで	宮崎県計 量検定所		9月2日 から11月 2日まで	宮崎県計 量検定所	延岡市北 川町、北 方町及び 北浦町全 域

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。

農業団体検査規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成21年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 491号

農業団体検査規程の一部を改正する告示

農業団体検査規程（昭和30年宮崎県告示第 434号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>農業団体検査規程</p> <p>第1条 農業協同組合法（昭和22年法律第 132号）第94条又は農業災害補償法（昭和22年法律第 185号）第 142条の2から第 142条の4までの規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会又は農業共済組合及び同法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）に対して行う検査については、この規程の定めるところによる。</p>	<p>農業協同組合等検査規程</p> <p>第1条 農業協同組合法（昭和22年法律第 132号）第94条の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会（以下「組合等」という。）に対して行う検査については、この規程の定めるところによる。</p>

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 3 条関係)

(表)

8 cm

6 cm	宮崎県第	号
	職 氏 名	年 月 日生
	農 業 協 同 組 合 検 査 員 の 証	
	宮崎県知事	印
	年 月 日	

(裏)

農業協同組合等検査規程抜すい

第 3 条 検査は、検査員をして行わせるものとする。ただし、検査員でない職員を検査員の指揮の下にその検査に従事させることができる。

2 検査員は、県職員のうちから知事が命ずる。

3 検査員は、検査を行うときは検査員の証（別記様式）を携帯し、理事その他の責任者から要求があったときはこれを呈示しなければならない。

4 検査員は、直接自己の利害に関係のある組合等の検査を行うことはできない。

注 意

1 この証を紛失したときは直ちに知事に届け出ること。

2 検査員がその職を退いたときは直ちにこの証を返付すること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

農業共済組合検査規程をここに公表する。

平成21年6月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 492号

農業共済組合検査規程

(趣旨)

第1条 農業災害補償法(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)第142条の2から第142条の4までの規定により農業共済組合(以下「組合」という。)に対して知事が行う検査(以下「検査」という。)については、この規程の定めるところによる。

(検査の目的)

第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導の実をあげ、もって農業災害補償制度における組合の事業運営の適正化に資することを目的とする。

(検査の視点)

第3条 検査は、次の各号に掲げる視点に基づき、それぞれ当該各号に掲げる内容を検討するものとする。

- (1) 合法性 定款、共済規程、諸規則等(以下「定款等」という。)の整備状況及び法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等の遵守状況
- (2) 合目的性 法第1条の規定及び定款等により組合が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうか。
- (3) 合理性 組合の業務及び会計が効率性の観点からみて、合理的に運営されているかどうか。

(検査により達成すべき事項)

第4条 検査により達成すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款等に対する違反の有無を検討することにより、不正、不当行為又は誤りの発生を未然に防止するとともに、現に発生している事項については、速やかにその是正を図り、それによって被る組合の損害と信用の低下を最小限にとどめること。
- (2) 事業運営の実態を把握し、農業災害補償制度の趣旨に適合するよう運営について指導するとともに、組合の役職員の事業運営に対する意欲と法令遵守に対する意識の高揚を助長すること。
- (3) 検査を通じて得られた資料について、守秘義務に留意しつつ、農林水産行政の資料として、その活用を図ること。

(常例検査及び年間検査計画等の作成)

第5条 常例検査(法第142条の3の規定により常例として行う検査をいう。)は、すべての組合について、毎年1回実施しなければならない。

2 知事は、年度当初に作成する月別及び組合別の年間検査計画並びに当該年度における検査重点事項により検査を行うものとする。ただし、行政上の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合又は組合員から検査の請求があった場合は、この限りでない。

(検査事項)

第6条 検査は、別に定める農業共済組合検査実施要領に従い、組合の業務及び会計のすべてについて行うものとする。ただし、知事が特に指示したときは、当該指示により行うものとする。

(検査の場所及び方法)

第7条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物及び帳簿その他の書類の検査並びに役員又は職員からの説明の聴取(以下「現物の検査等」という。)の方法により行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において、検査を行うことができる。

(検査基準日)

第8条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていないときは、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

(検査の範囲)

第9条 検査は、原則として検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までについて行う。ただし、特に必要があると認められるときは、過年度及び検査基準日後についても行うことができる。

(執務時間内検査の原則)

第10条 検査は、組合の執務時間内に行う。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、理事その他の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。

(無通告検査の実施)

第11条 検査は、あらかじめ通告をしないで行わなければならない。

(検査員)

第12条 検査は、知事が命令した職員(以下「検査員」という。)2人以上が1組になって行うものとする。ただし、検査の一環として支所、出張所等の出先機関において単独で現物の検査等を行うことは、これを妨げない。

- 2 検査に当たっては、検査員の中から1人を当該検査の責任者（以下「検査責任者」という。）として選定するものとする。
- 3 検査員は、十分な注意をもって検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- 4 検査員は、組合の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足りる合理的な根拠を得るまで、検査を実施しなければならない。
- 5 検査員は、検査に当たっては、組合の業務執行に支障のないようにするとともに、組合に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。
- 6 検査員は、常に穏健冷静な態度を保持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するように努めなければならない。
(検査命令書等の交付及び提示)
- 第13条 知事は、検査員に検査命令書（別記様式）及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条の規定による身分証明書を交付するものとする。
- 2 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し、前項の検査命令書及び身分証明書を提示して検査を行う旨を告げるものとする。
(検査の立会い)
- 第14条 検査員は、検査に当たって、理事その他の責任者1人以上を立ち合わせなければならない。
- 2 検査員は、前項に定める立会人のほか、できるだけ監事を立ち合わせるものとする。
(私物検査の制限)
- 第15条 検査員は、役員及び職員の私物について、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。
(取引先等との照査)
- 第16条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは加入者、取引先、退任した役員若しくは退職した職員又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。
(検査の拒否等に対する措置)
- 第17条 検査責任者は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められるときは、直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。
(検査の講評)
- 第18条 検査員は、検査を終了するに際し、理事又は監事及びその他の責任者に対し、口頭をもって検査中明らかとなった事項について講評を行うとともに、理事又は監事から当該事項についての意見等を聴取するようにしなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。
(検査結果の報告及び検査書等の交付)
- 第19条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、検査終了後速やかに、法令に違反している事項又は組合の運営上是正若しくは改善の必要があると認められる事項を記載した検査書を作成し、これを理事に交付するとともに、当該検査書に記載された事項に関する見解と今後実施しようとする措置を記載した回答書の提出を求めるものとする。
- 3 知事は、検査の結果、共済事業を適正かつ効率的に行わせるため、特に改善の必要があると認める事項がある場合には、前項の検査書にこれを記載するとともに、法第142条の5の規定による必要な命令をするものとする。また、理事から当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について、前項の回答書とは別に報告書の提出を求めるものとする。
- 4 第2項の回答書及び前項の報告書には、理事会（監事事項については監事会）の議事録及び監事の意見書を添付するとともに、前項の報告書には、理事が連署するものとする。
- 5 知事は、法第142条の4の規定による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査結果の概要を交付するものとする。
(指導監督業務との関係)
- 第20条 検査の実施に当たっては、事前に指導監督面から見た問題点等について十分に把握し、検査に反映させるよう努めるものとする。また、検査終了後、指導監督業務の中においても、検査で指摘した事項の改善指導が行われる等検査の結果が農林水産行政に反映されるよう努めるものとする。
(守秘義務等)
- 第21条 検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。検査員でなくなった後においても同様とする。
- 2 検査員は、第13条第1項の身分証明書を紛失したときは直ちに知事に届け出るものとし、検査員がその職を退いたときは直ちにこれを返付しなければならない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式 (第13条関係)

番 号
年 月 日

検 査 命 令 書

職 名 氏 名

検査責任者

農業災害補償法第 142条の の規定に基づき、
ことを命ずる。

農業共済組合の検査の職務に従事する

宮崎県知事

印

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項に規定する平成21年度の家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 開催期日
平成21年 8 月31日（月曜日）から10月 2 日（金曜日）まで
- 2 開催場所
西諸県郡高原町大字広原5066番地 宮崎県畜産試験場
- 3 家畜の種類
牛
- 4 受講申込手続
 - (1) 受講願書の受付期間
平成21年 7 月 6 日（月曜日）から 7 月17日（金曜日）まで
 - (2) 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所
 - (3) 受講願書の提出
所定の受講願書に最近 3 箇月以内撮影の写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。
- 5 受講手数料
35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 6 その他
 - (1) テキストは、社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都中央区京橋 1 丁目19番地 8 大野ビル 5 階 電話03-5250-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜受精卵移植編）を使用するのであらかじめ準備すること。
 - (2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産課（電話0985-26-7139）にすること。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成21年 2 月 2 日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北川町川内名の一部
- 4 認証年月日
平成21年 6 月10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成21年 3 月13日
- 3 地籍調査を行った地域

延岡市北方町地番区域已の一部

- 4 認証年月日
平成21年 6 月10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日向市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成21年 3 月12日
- 3 地籍調査を行った地域
日向市東郷町山陰乙の一部、日向市東郷町山陰丙の一部
- 4 認証年月日
平成21年 6 月10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
西都市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月19日
- 3 地籍調査を行った地域
西都市大字右松の一部
- 4 認証年月日
平成21年 6 月10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎郡清武町
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 4 月 1 日から平成21年 3 月 4 日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎郡清武町大字加納の一部、大字船引の一部
- 4 認証年月日
平成21年 6 月10日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市北土地改良区（宮崎市）から平成21年 4 月22日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）から平成21年 4 月23日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、森田土地改良区（都城市）から平成21年 4 月27日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、出之山土地改良区（小林市）から平成21年 5 月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、手形地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年 6 月18日から平成21年 7 月16日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課及び宮崎市高岡総合支所農業振興課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、中畑地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 6 月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年 6 月18日から平成21年 7 月16日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課及び宮崎市佐土原総合支所産業振興課内